

○聴聞、意見聴取及び意見の聴取を主宰する職員の指名に関する訓令

(平成4年7月28日本部訓令第19号)

聴聞を主宰する職員の指名に関する訓令を次のように定める。

聴聞、意見聴取及び意見の聴取を主宰する職員の指名に関する訓令

聴聞を主宰する職員の指名に関する訓令(昭和42年徳島県警察本部訓令第12号)の全部を改正する。

第1条 徳島県警察組織規則(昭和43年徳島県公安委員会規則第2号)第28条第4項に規定する交通聴聞官のほか、聴聞、意見聴取又は意見の聴取(公安委員会が行うものを除く。)を主宰する職員を次のとおり指名する。ただし、次に掲げる者のうち、第7号、第14号及び第16号に規定するものは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する意見聴取官となる場合に限る。

- (1) 徳島県警察本部警務部企画・サイバー警察局長の職にある者
- (2) 徳島県警察本部警務部企画・サイバー警察局サイバー戦略推進課長の職にある者
- (3) 徳島県警察本部警務部会計課長の職にある者
- (4) 徳島県警察本部警務部警務課長の職にある者
- (5) 徳島県警察本部警務部首席監察官の職にある者
- (6) 徳島県警察本部警務部監察課長の職にある者
- (7) 徳島県警察本部警務部監察課監察官の職にある者
- (8) 徳島県警察本部警務部厚生課長の職にある者
- (9) 徳島県警察本部生活安全部長の職にある者
- (10) 徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課長の職にある者
- (11) 徳島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課長の職にある者
- (12) 徳島県警察本部刑事部長の職にある者
- (13) 徳島県警察本部刑事部刑事企画課長の職にある者
- (14) 徳島県警察本部刑事部刑事企画課刑事企画管理官の職にある者
- (15) 徳島県警察本部刑事部捜査第二課長の職にある者
- (16) 徳島県警察本部刑事部捜査第二課組織犯罪対策官の職にある者
- (17) 徳島県警察本部交通部長の職にある者
- (18) 徳島県警察本部交通部交通企画課長の職にある者
- (19) 徳島県警察本部交通部交通規制課長の職にある者
- (20) 徳島県警察本部交通部交通指導課長の職にある者

(21) 徳島県警察本部交通部運転免許課長の職にある者

(22) 徳島県警察本部交通部高速道路交通警察隊長の職にある者

附 則

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成5年3月19日本部訓令第12号)

この訓令は、平成5年3月19日から施行する。

附 則(平成6年1月24日本部訓令第3号)

この訓令は、平成6年3月17日から施行する。

附 則(平成6年3月29日本部訓令第14号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年10月28日本部訓令第24号)抄

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成13年3月21日本部訓令第6号)

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成14年3月20日本部訓令第13号)

この訓令は、〔中略〕平成14年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成16年3月16日本部訓令第5号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成17年3月23日本部訓令第10号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日本部訓令第9号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日本部訓令第15号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日本部訓令第8号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日本部訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。